

綾瀬市土地開発公社の所有地の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市土地開発公社（以下「公社」という。）が所有する土地（以下「所有地」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用貸付け)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公社の理事長（以下「理事長」という。）は所有地を使用貸し付けることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 公社の事業及び事業の目的および施行上、他の者に使用させても支障がないと認めるとき。
- (3) 電気、ガス、通信等の公益事業の用に供することで、やむを得ないと認めるとき。
- (4) 学術調査、研究、体育活動その他公益目的のために短期間使用するとき。
- (5) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特にその必要があると認めるとき。

2 所有地の使用の申出があったときは、土地使用申請書（第1号様式）を理事長に提出させなければならない。

3 理事長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、事業支障の有無を当該用地取得依頼者と協議し、所有地の使用について決定するものとする。

4 理事長は、所有地の使用について決定したときは、土地使用決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

5 所有地の使用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、1年以内とすることが著しく実情に添わないときは、その必要性の限度に応じて1年を超える期間を定めることができる。

6 前項の期間は、更新することができる。ただし、更新のときから同項の期間を超えることはできない。

(評価額)

第3条 使用料の基準となる評価額は、綾瀬市長が別に定める申請地付近の土地の固

定資産評価額を全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

(使用料)

第4条 使用料は、評価額に基づき年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たないときは、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

2 使用料は、第3条の規定により算出した額に100分の4を乗じて得た額とする。ただし、電柱、看板、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、綾瀬市道路占用徴収条例（昭和46年綾瀬町条例第17号）第2条に規定する額とする。

3 前各項に定めるもののほか、理事長が適当であると認める額。

(使用料の納付)

第5条 使用を許可された者は、使用の許可を受けた日から理事長が指定する日までに使用料の全額を納付しなければならない。ただし、使用の許可を受けた期日が翌年度以降にわたる場合においての翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を3月31日までに納付しなければならない。

2 使用の許可を受けた期間が翌年度以降にわたるものに係る使用料で理事長が必要と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該使用の許可を受けた全期間に係る使用料を前項本文に規定する期間に前納させることができる。

(使用料の減免)

第6条 所有地の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共団体がその事務又は事業用のために使用するとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。

(減免手続)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、その使用期間の申請書ごとに減免申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、新たに免除を受けようとする場合又は継続して減免を受けようとする

場合で、当該申請の必要がないと認めるときは、当該申請を省略することができる。

3 理事長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、その適否を決定し減免決定通知書(第4号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(転貸等の禁止)

第8条 借受人は、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 借り受けた所有地を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(2) 借り受けた所有地の使用目的を変更すること。

(3) 使用目的に違反して借り受けた所有地を変形し、又は工作物を設けること。

(損害賠償)

第9条 借受人は、自己の責めに帰すべき理由により損害を与えた時は、現状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(使用貸付けの解除)

第10条 所有地を貸し付けた場合において、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、理事長は、その使用の許可を解除することができる。

(現状回復義務)

第11条 借受人は、貸付期間が満了したとき、又は貸付けが解除されたときは、貸付期間満了の日または指定する期日までに、借り受けた所有地を自己の費用で現状に回復して返還しなければならない。ただし、現状に回復する必要がないと認められるときは、この限りではない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その額の全部又は一部を還付することができる。

(1) 公社において所有地を公用又は公共用に供するため、その許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。

(2) 使用者の責めに属することのできない理由により、所有地の使用の開始又は継続ができなくなったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、所有地の使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

土 地 使 用 申 請 書

年 月 日

（あて先）綾瀬市土地開発公社理事長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

綾瀬市土地開発公社の所有地の使用に関する要綱第2条の規定に基づき次のとおり申請します。

| | | |
|---------|----------------------------|----------------|
| 申 請 地 | 所在地 | 綾瀬市 |
| | 面 積 | m ² |
| 使用願期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 申 請 理 由 | | |
| 添 付 書 類 | 案内図 ・ 位置図 ・ 公図 ・ 求積図 ・ 構造図 | |
| 備 考 | | |

第3号様式（第7条関係）

| | | | | | | | |
|---|---|----------------|-----|----|----|---|---|
| 減免申請書 | 事務局長 | 担当総括者 | 担当員 | 担当 | 受付 | ・ | ・ |
| | | | | | 決裁 | ・ | ・ |
| | | | | | 施行 | ・ | ・ |
| | | | | | 処理 | ・ | ・ |
| 年 月 日 | | | | | | | |
| (あて先) 綾瀬市土地開発公社理事長 | | | | | | | |
| 申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u> | | | | | | | |
| 綾瀬市土地開発公社の所有地の使用に関する要綱第7条の規定に基づき次のとおり減免申請します。 | | | | | | | |
| 申 請 地 | 所在地 | 綾瀬市 | | | | | |
| | 面 積 | m ² | | | | | |
| 使用減免願期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | | |
| 申 請 理 由 | | | | | | | |
| 添 付 書 類 | 案内図・位置図・公図・求積図・構造図 | | | | | | |
| 使用の許可日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 決 定 区 分 | <input type="checkbox"/> 減 免 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 免 除 | | | | | | |
| 決 定 理 由 | | | | | | | |
| 決 定 内 容 | | | | | | | |

(注) 太わくの中のみ記入してください。

